

# 東大和市立第五小学校いじめ防止等のための基本方針

令和7年4月1日

## I いじめ問題に関する本校の基本的な考え方

いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全職員で共有する。そして、いじめはいつ・どこでも起きるという認識のもと、全ての児童を対象にしていじめをしない、いじめに合わないよう指導をする。いじめの未然防止・早期発見・対応に全職員で取り組んでいく。

## II 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

### (1) 生活指導部

生活指導主任、各学年担任1人、養護教諭、専科1名で組織する。生活指導部にて、いじめの防止等の対策を行う。学期1回の定例部会を行い情報交換及び、児童を指導する上での課題解決を行う。必要に応じていじめの加害児童、被害児童の担任も加え、臨時に部会を開催する。

### (2) 職員間での情報交換及び共通理解。

毎週木曜日に生活指導夕会を行い、各学年の様子を共通理解する。また、学期に1回生活指導全体会を行い、配慮を要する児童の現状や課題を共通理解する。

## III いじめ未然防止の取組

### (1) 学級経営の充実

- ・いじめ防止のためのアンケートを生かして、児童の実態を把握し児童同士の人間関係を意識した学級経営に努める。
- ・児童が充実感や達成感をもつことができるように、分かりやすい授業の実践に努める。

### (2) 道徳教育の充実

- ・道徳の授業を通して、思いやりの心を育て友達意識を高める。

### (3) 相談体制の充実

- ・スクールカウンセラーを設置し、誰でも気軽に相談することができるようにする。
- ・いじめ防止のアンケートをもとに、担任が児童に聞き取りを行い児童の状況を受け止めるようにする。

### (4) 異学年交流の実施

- ・縦割り班の活動を設け、その中で協力し合う心を育て、人とのよりよい関わり方を身に付けさせる。

### (5) 学校相互での連携協力体制の整備

- ・中学校や保育施設、幼稚園との情報交換や交流学习を行う。

## IV いじめ早期発見に向けての取組

### (1) いじめ防止アンケートの実施

学期に1回のアンケートをとり、それをもとに児童の現状を把握し思いをくみ取りながら適切な対応を行っていく。

### (2) 保護者や地域、関係機関との連携

児童、保護者、学校の信頼関係を築き、円滑な連携を図れるように努める。保護者からの相談には、面談や電話対応などの迅速かつ誠実な対応に努める。また、必要に応じて、教育委員会や中学校などの関係諸機関と連携して課題解決を図る。

## V いじめ早期対応の取組

- ・いじめに対する相談を受けた場合、速やかに管理職に報告し、事実の確認をする。
- ・いじめの事実が確認された場合は、管理職・生活指導主任を含めた学年会で対応を協議する。必要に応じて生活指導臨時全体会を行う。
- ・いじめをやめさせ、再発を防止するため、いじめの加害児童及びその保護者、またいじめの被害児童及びその保護者に支援や助言を継続的に行う。
- ・事実に関わる情報を関係保護者と共有するための必要な措置をとる。
- ・犯罪行為として取り扱うべきいじめは、教育委員会や警察署と連携して対処する。

## VI 重大事態への対処

### (1) 重大事態の定義

- ・いじめにより児童生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いを認められるとき。
- ・いじめにより在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき。
- ・不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安として一定期間連続して欠席している場合など迅速に着手する。

〈いじめ防止対策推進法より〉

### (2) 重大事態への対処

- ・重大事態が発生した旨を、市教育委員会に速やかに報告する。
- ・教育委員会と協議の上、当該事項に対する組織を設置する。
- ・上記の組織を中心とし、事実関係の調査を行うとともに、関係機関との連携を適切にとる。
- ・上記調査結果については、いじめの被害児童・保護者に対して、事実関係その他必要な情報を適切に提供する。

## VII いじめ対策年間指導計画

	教職員の活動	児童の活動	保護者への活動
4月		・学級開き【学級活動】	・保護者との情報交換 【保護者会】
5月	・児童に対する情報交換 【生活指導全体会】	・なかよしタイム【発足集会】 ・委員会によるいじめ防止の創造的な活動	・保護者との情報交換 【個人面談】
6月	・教員の自己評価実施	・行事での交流による人間関係作り 【五小広場】 ・友だちとの関わりアンケート実施 ・いじめ防止のための学習 『いじめをしないようにしよう』	・いじめ早期発見、早期対応アンケート実施
7月			・保護者との情報交換 【保護者会】
9月		・人権教育の推進学習 『自分や他者の人権を守るために』	・人間関係作りの啓発 【道徳授業地区公開講座】
10月	・児童理解に関する研修会 【生活指導全体会】	・行事での交流による人間関係作り 【運動会】 ・委員会によるいじめ防止の創造的な活動	

11月		<ul style="list-style-type: none"> <li>・友だちとの関わりアンケート実施</li> <li>・いじめ防止のための学習</li> <li>『いじめをしたり、されたたりしたとき…』</li> <li>・行事での交流による人間関係作り</li> </ul> <p>【全校遠足】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ早期発見、早期対応アンケート実施</li> <li>・保護者との情報交換</li> </ul> <p>【教育相談日】</p>
12月	・教員の自己評価実施		
1月	・学校評価実施	・委員会によるいじめ防止の創造的な活動	
2月	・教員の自己評価実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・友だちとの関わりアンケート実施</li> <li>・いじめ防止のための学習</li> </ul> <p>『いじめをなくすためには…』</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ早期発見、早期対応アンケート実施</li> <li>・保護者と情報交換【保護者会】</li> </ul>
3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童理解に関する研修会</li> </ul> <p>【生活指導全体会】</p>	・なかよしタイム【解散集会】	
定期的取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年度初め、毎学期のかかわり月間にて教職員全体でいじめ防止基本方針の確認を行う。(教職員の活動)</li> <li>・生活指導夕会にて毎週児童に対する情報交換を行う。(教職員の活動)</li> <li>・月に1回以上なかよしタイムを行い、異学年交流をする。(児童の活動)</li> </ul>		

## Ⅷ 関係法規

### (1) 教育基本法

(教育機会均等)

第四条 すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受け入れる機会を与えられなければならない。人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない(学校教育)

第6条2 前項の学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。この場合において、教育を受ける者が、学校生活を営む上で必要な規律を重んじるとともに、自ら進んで学習に取り組む意欲を高めることを重視して行われなければならない。

(家庭教育)

第十条 父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

### (2) 学校教育法

#### 第四章 小学校

第三十五条 市町村の教育委員会は、次に掲げる行為の一または二以上を繰り返し行う等性行不良であって他の児童の教育に妨げがあると認める児童があるときは、その保護者に対して、児童の出席停止を命ずることができる。

- 一 他の児童に傷害、心身の苦痛または財産上の損失を与える行為
- 二 職員に傷害または心身の苦痛を与える行為
- 三 施設または設備を損壊する行為
- 四 授業その他の教育活動の実施を妨げる行為

### (3) いじめ防止対策推進法

#### 第一章 総則（定義）第二条

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

#### 第五章 重大事態への対処 第二十八条

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、および当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にする調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

※「相当な期間」の意義については、「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」における不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。